

東三河広域連合住宅改修FAQ

平成30年3月27日作成
 平成31年4月1日一部修正
 令和5年10月24日一部修正

* 東三河広域連合によくある質問を掲載していますここに示しているのは一例であり、表面上は同じに見えるケースであっても、細部で異なる場合には記載内容と異なる場合があります。判断に迷う場合は各市町村窓口または広域連合までご相談ください。

No.	サービス種別	項目	質問	回答
1	住宅改修	手すりの取付	紙巻器付きの手すりは住宅改修の対象となるか。	対象となる手すり部分の抽出、按分等適切な方法により、支給対象となる費用を算出できれば対象となる。(平成30年3月27日修正)
2	住宅改修	手すりの取付	柵付きの手すりは住宅改修の対象となるか。	対象となる手すり部分の抽出、按分等適切な方法により、支給対象となる費用を算出できれば対象となる。(平成30年3月27日修正)
3	住宅改修	手すりの取付	シャワーフック付き手すりは住宅改修の対象となるか。	対象となる手すり部分の抽出、按分等適切な方法により、支給対象となる費用を算出できれば対象となる。(平成30年3月27日修正)
4	住宅改修	手すりの取付	手すり付き式台は住宅改修の対象となるか。	手すり部分は手すり取付けとして、式台部分は段差解消として、それぞれ必要性があれば対象となる。
5	住宅改修	手すりの取付	グループホーム、有料老人ホーム、軽費老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅の手すり取り付けは対象となるか。	原則、対象外とする。ただし、居宅部分(専用部分に限る。廊下等の共用部分は除く)については、身体状況に応じて個別の対応が必要な場合は対象となることがある。(WAM-NETQ&A)
6	住宅改修	手すりの取付	通路両側への手すりの設置は対象となるか。	片側麻痺の方が行き来する際に使用する等、身体的に必要な理由があれば対象となる。
7	住宅改修	手すりの取付	着脱式手すりを使用したい場合は対象となるか。	カタログ等で確認の上、必要性が認められる場合は対象となる。
8	住宅改修	手すりの取付	手すり取り付けの際に下地補強が必要で、壁紙を剥がした。その後、新たに壁紙をはる費用は対象か。	下地補強部分の壁紙に係る費用のみ対象となる。面積により費用按分が必要。(WAM-NETQ&A)
9	住宅改修	手すりの取付	外にある洗濯機に向かう家の壁に手すりを設置したいが、その通路にある木の撤去は付帯工事の対象となるか。	原則、対象外。 例外として、特別な事例があれば個別判断とする。
10	住宅改修	手すりの取付	現在扉である部分を壁にすると同時に手すりを付ける場合、対象となるか。	対象となるが、事前届出の際に説明を要する。
11	住宅改修	手すりの取付	ポータブルトイレを使用するための手すりの設置は対象となるか。	ポータブルトイレは移設可能であるため、住宅改修としては対象外。手すりは福祉用具レンタル等で対応を考えるものとする。
12	住宅改修	手すりの取付	手すりについて、住宅の構造上、天井と床への固定を行う柵状手すりは対象となるか。	住宅の構造を鑑み、壁面固定が不可能であることが確認できるものが示されれば支給対象とする。ただし、本人の行動制限を目的としたものである場合、支給対象としない。
13	住宅改修	手すりの取付	トイレの右側方向に手すりの取り付けを検討しているが、給水管があり支障がある。当該給水管の付け替え工事についても対象となるか。	本人の身体状況による具体的な理由が示されていれば支給の対象となる。
14	住宅改修	手すりの取付	手すり棒の残材について、改修費用に含めてよいか。	手すり棒の残材については、利用価値がなく(他現場で利用できない)、廃棄する場合であって、明らかに過剰でなければ改修費用に含めてよいものとする。
15	住宅改修	段差解消	浴室以外の部屋全体や廊下全体のかさ上げによる段差解消は対象となるか。	原則、対象外であるが、スロープの設置、敷居の撤去で対応できない身体的・物理的理由があれば対象となる。
16	住宅改修	段差解消	No.15と同様に床のかさ「下げ」による段差解消は対象となるか。	原則、対象外であるが、スロープの設置、敷居の撤去で対応できない身体的・物理的理由があれば対象となる。
17	住宅改修	段差解消	一方の段差を解消することによって、逆にもう一方の段差が大きくなってしまふ工事は対象となるか。	原則、対象外。 例外として、もう片方の大きくなる段差側を使用できる状況が合理的に説明できれば、対象となる場合がある。
18	住宅改修	段差解消	ユニットバスは住宅改修の対象となるか。	段差の解消、扉の取替え、床材の変更等に該当する場合、その部分のみを按分できれば対象となる。施工費についても対象部分ごとに算出するか、対象箇所ごとの按分率を乗じて算出すること(別紙「ユニットバスの按分方法」参照)。
19	住宅改修	段差解消	階段にレールを設置して、昇降機を設置する工事は対象となるか。	対象外。

No.	サービス種別	項目	質問	回答
20	住宅改修	段差解消	段差解消(敷居の撤去)により、扉と床にすき間ができるため、扉を改修したいが対象となるか。	隙間を埋めるための継ぎ足しは対象となるが、すべてを取り替える工事は対象外。
21	住宅改修	段差解消	傾斜を階段状にすることで段差の解消(傾斜の解消)をする場合、対象となるか。	本人の状態を確認し、身体的状況に適合する場合は対象となる。なお、その場合は理由の記載を必要とする。
22	住宅改修	段差解消	床の一部を元と同じ高さで拡張する工事は段差解消として対象となるか。	原則、対象外。 例外として、特別な事例があれば個別判断とする。
23	住宅改修	段差解消	部屋の壁を壊してスロープを設置する工事は対象となるか。 (玄関スロープでは対応困難な事例)	本人が使用していない部分の改修は対象外。
24	住宅改修	段差解消	風呂の浴槽取替えは住宅改修の対象となるか。	浴槽へのまたぎに問題がある場合は、段差解消を理由として、浴槽の費用(設置費・撤去費)も対象に含めてよい。
25	住宅改修	段差解消	屋外にある風呂を撤去し、居住家屋にユニットバスを設置する場合は、改修対象となるか。	原則対象外。 ただし、①段差解消と認められるケースで、②その場所での風呂の取り替えが困難である特殊な状況があり、③元の風呂を撤去する場合は対象となる場合がある。
26	住宅改修	段差解消	階段(急勾配)の改修について、10段程から15段程へ段差の増加、踏み幅の拡張は対象となるか。	本人の身体状況を確認した上で、必要であれば「段差解消」として対象とする。
27	住宅改修	床材変更	滑りの防止および移動の円滑化のための床または通路面の材料の変更について、改修幅はどこまで認めるか。	原則:通常幅1m、車いす1m20cmまで。 例外:上記以上の幅を改修する場合、それが必要な身体的状況を確認できれば対象となる場合がある。
28	住宅改修	床材変更	木の板の床から、フローリングに変更する工事は対象となるか。	変更後の床材について、滑りにくい素材であることが確認できれば対象となる。
29	住宅改修	床材変更	床材の変更を行う場合、同時に行われる洗面台、トイレ等の脱着費用は付帯工事として対象となるか。	施工に際し、必要である場合は対象となる。
30	住宅改修	床材変更	旗竿地にある住居の私道(砂利道)を「床材変更」を理由に舗装したい。私道部分に他所有者の地番が含まれている場合、当該地番を含めて改修対象としてよいか。	すべての所有者からの承諾書を得ることができれば、改修の対象となる。
31	住宅改修	扉の取替え	扉の軽量化は対象となるか。	軽量化が必要な身体状況であれば、対象となる。(WAM-NETQ & A)
32	住宅改修	扉の取替え	扉の新設は対象となるか。	原則:対象外。 例外: 1:扉の取り換えの必要があること(距離が近くなる、老朽化等の理由は不可) 2:開き戸を引き戸にする等の理由がある 3:現在扉がある位置で工事する場合と、新設の場合の費用を見積もり、新設のほうが低廉である 以上3点の確認ができれば、対象となる場合がある。
33	住宅改修	扉の取替え	トイレや脱衣所の扉を撤去しカーテンにするのは対象となるか。	対象となる。
34	住宅改修	扉の取替え	車椅子の利用にあたり既設の扉では通れない為、壁を撤去して間口を拡張したい場合、扉の取替えの対象となるか。また、壁の撤去費については、改修費用に含めてよいか。	扉及び壁を撤去することで、車椅子が通過できるのであれば、扉取替えの住宅改修の対象とする。また、壁の撤去費についても、改修費用に含めてよい。
35	住宅改修	扉の取替え	風呂場の扉を内開きから外開きに変更する工事は対象となるか。	身体状況にあわせて変更が必要である場合は、支給対象となる。ただし、理由書にその内容を明記すること。
36	住宅改修	扉の取替え	玄関の扉を古い開き戸から新しい開き戸に変更することで、開閉をスムーズにする改修は対象となるか。	老朽化による新しい扉への変更は対象外。(国Q & A)
37	住宅改修	扉の取替え	(開き戸から引き戸への変更ではなく)折れ戸から引き戸などへの変更については対象となるか。	本人の身体状況及び変更することによる具体的な理由が示されていれば対象となる。
38	住宅改修	便器の取替え	古い和式トイレを取り壊して、別の場所に洋式トイレを設置する場合は対象となるか。また古い和式トイレの撤去費用は含めてよいか。	古い和式トイレを取り壊す場合は、取替えとして対象となる。事後申請の時に撤去した写真を添付してもらう必要がある。また、古い和式トイレの撤去費用は改修費用に含めてよい。
39	住宅改修	便器の取替え	洋式トイレから洋式トイレへの改修については、対象となるか。また、既設の洋式トイレを撤去して別の場所に設置する場合はどうか。	身体状況に合わせて高さの変更等が必要である場合は、対象となる(高さの変更が理由の場合、改修前後の便器の高さを示して届出)。別の場所に設置する場合は、既存のトイレの撤去を条件として対象とする。

No.	サービス種別	項目	質問	回答
40	住宅改修	便器の取替え	便器設置の際に、従来あった袖壁、中扉を撤去する費用は付帯工事として対象となるか。	壁を撤去しなければ洋式トイレを設置できない等、洋式トイレの設置にかかる工事であれば対象とする。
41	住宅改修	便器の取替え	和式トイレから洋式トイレに取替えをした場合、コンセントや紙巻器の設置は付帯工事として対象となるか。	対象外。
42	住宅改修	便器の取替え	汲み取り式(和式トイレ)から水洗式(洋式トイレ)に変える場合の給排水工事の費用については、対象となるか。	汲み取り式(和式トイレ)から水洗式(洋式トイレ)に変えるなど、抜本的な給排水工事の費用については、対象外。
43	住宅改修	便器の取替え	便器が低い場合、使用が困難である場合について、便器の下側の床を嵩上げすることで便器の高さを上げる工事は対象となるか。	通常は補高便座にて対応すべきところだが、それができない種類の便器である場合、便器の取替えとして対象とする。(国Q&A)
44	住宅改修	共通	理由書の作成に必要な資格は何か。	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センター職員 ・介護支援専門員 ・作業療法士 ・理学療法士 ・福祉住環境コーディネーター検定試験2級以上の者 ・その他これに準ずる資格を有する者。 ※地域包括支援センター職員、介護支援専門員以外で、初回申請の場合、資格者証の提示が必要となる。
45	住宅改修	共通	事前申請をせずに、工事に着手した場合、どうなるか。	事前申請のないものは、支給対象とならない。
46	住宅改修	共通	共同で住宅を建て、住宅の所有者が複数いる場合、承諾書はどうすればよいか。	この場合、共有で所有するすべての者からの承諾書を必要とする。
47	住宅改修	共通	住宅の所有者が死亡後、所有者が変更されていない場合の承諾はどうするか。	相続人代表の承諾が必要となる。申請書の所有者の箇所に死亡者の氏名、相続人代表氏名の記入が必要となる。
48	住宅改修	共通	写真内の日付は、デジカメの日付機能の他、黒板に日付記載、パソコン入力等、どのような方法でもよいか。日付のみで、元号・西暦がなくともよいか。	写真内の日付の入れ方については、業者の任意とする。また、元号や西暦については、必須とする。
49	住宅改修	共通	同敷地内で番地も同じだが棟が分かれている。一方で上限まで住宅改修を行ってしまったが別棟において住宅改修を行うことは可能か。	別棟であっても、同敷地内、同番地のため、上限リセットは適用されない。よって、不可能となる。
50	住宅改修	共通	家族による住宅改修で、材料購入費のみ対象となるが、材料購入費に送料を含めてよいか。	費用に含めてよい。
51	住宅改修	共通	退院後、親族の家に戻る方で、住民票を変えずに親族の家の住宅改修を行うことは可能か。	対象外。住所地の住宅のみが対象となる。
52	住宅改修	共通	現状本人が使用していない部分を改修する場合、対象となるか。 例1: 現在花壇となっているところをつぶして通路にするため、床材を変更したい。 例2: 現在物置として使っている部屋を寝室に変えるため、床材を変更したい。 例3: 玄関アプローチの現在通路として使っていない側(植栽等で埋まっている部分)を通路にするためスロープを設置したい。	使用していない部分は対象外のため、例示の案件はすべて対象外。
53	住宅改修	共通	将来を見越しての改修(現在は歩行できているが、今後車いすとなる可能性があるため等)は対象となるか。	現状の身体的状況に即した改修のみ対象となるため、対象外。

No.	サービス種別	項目	質問	回答
54	住宅改修	共通	見積書中、住宅改修対象工事にかかる以下の経費は対象となるか。 <ul style="list-style-type: none"> ・写真撮影、現像代 ・各種書類作成費 ・申請代行料 ・各種保険料 ・電気工事費 ・印紙代 ・清掃費 ・断熱材費 ・諸経費 ・現場管理費 ・雑費 ・養生費 ・資材運搬費 ・移動費 ・測量費(水盛費) ・仮設工事費 ・塗装費 	以下のものは対象外。 <ul style="list-style-type: none"> ・写真撮影、現像代 ・各種書類作成費 ・申請代行料 ・各種保険料 ・印紙代 以下のものは個別判断とする。 <ul style="list-style-type: none"> ・電気工事費 これら以外は原則対象となる。
55	住宅改修	共通	保険対象工事以外も同時に工事する際、見積書はどのように作成したらよいか。	保険対象工事と対象外工事を同時に工事する場合は、材料費だけでなく、施工費や諸経費なども対象と対象外で明確に分けて計上する必要がある。
56	住宅改修	共通	添付資料である図面はどこまでの範囲のものを提出するか。(例えば、玄関ポーチのみの改修の場合、屋内の図面は必要ないか。)	改修部分のみの図面の提出でもよい。ただし、日常生活(生活動線)が確認できない等の理由があれば、当該部分も提出してもらう必要がある。
57	住宅改修	共通	床材変更を〇社、手すり取り付けを△社と2社で工事したい場合、改修の対象となるか。	別々の申請をすることにより、それぞれが対象となる。
58	住宅改修	共通	住宅と一体になっている店舗、事務所、寺の本堂等の改修は対象となるか。	原則：対象外。 例外：生活の場として含まれる場合は対象。ただし、個人宅の場合と同様に、所有者の承諾が必要となる。
59	住宅改修	共通	着工許可後、施工内容や費用が変更になった場合、どうしたらよいか。	工事内容が変更になる場合は、事前届出市町村に必ず連絡が必要となる。小規模な変更であれば、事後申請時に変更後の「工事費内訳書」等の変更部分を提出してもらうが、大規模な変更になると、届出を取り下げし、再度事前届出が必要となる。
60	住宅改修	共通	領収証について、介護保険対象分と対象外分が混在していた場合、どのようにしたらよいか。	但書部分へ「介護保険対象分：〇〇円」の費用を提示することにより確認を行う。
61	住宅改修	共通	事後申請の写真はいつ時点の日付で撮影すればよいか。	写真はすべて申請書の完成日後の日付で撮影する必要がある。
62	住宅改修	共通	介護認定の更新において非該当になりそうな被保険者への住宅改修費の支給は、どのように取り扱うか。	入院等していないことを前提として、認定有効期間内に工事が完了している部分を対象とする。領収日はそれ以降の日付でも可能。事後申請時に、工事費内訳書により対象部分と金額を明確にしておく必要がある。
63	住宅改修	共通	住宅改修における本人の要介護度、負担割合(給付制限の場合を含む)の判定基準日はいつの時点となるか。	要介護度・・・着工日時点 負担割合・・・領収日時点 給付制限・・・領収日時点 で判定する。
64	住宅改修	床材変更	居室内に、ベッド、タンス等が置かれているが、改修した床面全てを支給対象としてよいか。	通路とならない部分(ベッド、タンス、テーブル等)は対象外。対象工事費は按分により算出する。